

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成22年5月27日(2010.5.27)

【公開番号】特開2008-254693(P2008-254693A)

【公開日】平成20年10月23日(2008.10.23)

【年通号数】公開・登録公報2008-042

【出願番号】特願2007-101738(P2007-101738)

【国際特許分類】

B 6 2 B 7/04 (2006.01)

B 6 2 B 9/20 (2006.01)

【F I】

B 6 2 B 7/04

B 6 2 B 9/20

【手続補正書】

【提出日】平成22年4月8日(2010.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前脚および後脚を有するフレーム部と、

前記フレーム部に搖動可能に連結されたハンドルと、

前記前脚および前記後脚のうちの少なくとも一方に設けられたキャスター機構であって、車輪と、前記車輪を回転可能かつ旋回可能に保持する車輪ホルダと、前記車輪の旋回を規制するロック位置と前記車輪の旋回を可能にするロック解除位置との間を移動可能なロック手段と、を有するキャスター機構と、

前記ハンドルに設けられた切り換え部材であって、前記ハンドルの搖動にともない前記ハンドルの搖動中心を中心として動作可能な切り換え部材を有するスイッチ機構と、

前記スイッチ機構と前記キャスター機構との間に設けられ、前記スイッチ機構の動作を前記ロック手段に伝達して、前記ロック手段を前記ロック解除位置から前記ロック位置へ或いは前記ロック位置から前記ロック解除位置へ移動させる伝達手段と、を備えることを特徴とするベビーカー。

【請求項2】

前記切り換え部材は、前記ハンドルの前記搖動中心上に設けられ、前記ハンドルの搖動にともなって前記ハンドルの搖動中心を中心回転可能である

ことを特徴とする請求項1に記載のベビーカー。

【請求項3】

前記切り換え部材は、前記ハンドルの前記搖動中心の近傍に配置され、前記ハンドルの搖動にともなって前記ハンドルの搖動中心を中心として移動可能であることを特徴とする請求項1に記載のベビーカー。

【請求項4】

前記スイッチ機構は、前記後脚に設けられ前記後脚に対して摺動可能な摺動部材をさらに有し、

前記切り換え部材は、前記ハンドルの搖動にともなって動作する際に前記摺動部材に当接して前記摺動部材を前記後脚に沿って摺動させる当接面を含むことを特徴とする請求項1乃至3のいずれか一項に記載のベビーカー。

【請求項 5】

前記伝達手段は、前記スイッチ機構の前記摺動部材および前記キャスター機構の前記ロッドに両端をそれぞれ取り付けられたワイヤを有することを特徴とする請求項4に記載のベビーカー。

【請求項 6】

前記伝達手段は、前記スイッチ機構の前記切り換え部材および前記キャスター機構の前記ロッドに両端をそれぞれ取り付けられたワイヤを有することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか一項に記載のベビーカー。

【請求項 7】

前記切り換え部材は、前記ハンドルの前記揺動中心上に設けられ、前記ハンドルの揺動にともなって前記ハンドルの揺動中心を中心として回動可能である板状部材であり、

前記伝達手段は、前記スイッチ機構の前記切り換え部材および前記キャスター機構の前記ロッドに両端をそれぞれ取り付けられたワイヤを有し、

前記ハンドルの揺動中心は後脚の近傍に配置され、前記伝達手段は前記後脚に保持されて前記スイッチ機構の前記切り換え部材まで延びることを特徴とする請求項1に記載のベビーカー。

【請求項 8】

前記伝達手段は、前記フレーム部に保持されたチューブ状部材をさらに有し、

前記ワイヤは、前記チューブ状部材に対して摺動可能に前記チューブ状部材内を挿通している

ことを特徴とする請求項5乃至7のいずれか一項に記載のベビーカー。

【請求項 9】

前記伝達手段は、前記フレーム部の前脚の外面上または後脚の外面上に保持されていることを特徴とする請求項5乃至8のいずれか一項に記載のベビーカー。

【請求項 10】

前記ワイヤは、前記フレーム部の前脚内または後脚内を延びていることを特徴とする請求項5乃至8のいずれか一項に記載のベビーカー。

【請求項 11】

前記前脚の下端に前脚用の前記キャスター機構が設けられ、

前記ワイヤは、前記フレーム部の前記後脚内を当該後脚の上端まで延び、さらに、前記前脚の上端から前記前脚内を通過して前記キャスター機構まで延びていることを特徴とする請求項5に記載のベビーカー。

【請求項 12】

前記前脚の下端に前脚用の前記キャスター機構が設けられるとともに、前記後脚の下端に後脚用の前記キャスター機構が設けられ、

前記前脚用のキャスター機構と前記スイッチ機構との間に第1の前記伝達手段が設けられるとともに、前記後脚用のキャスター機構と前記スイッチ機構との間に第2の前記伝達手段が設けられている

ことを特徴とする請求項1乃至11のいずれか一項に記載のベビーカー。

【請求項 13】

前記ハンドルがベビーカーの後方へ揺動した場合に、前記前脚用のキャスター機構の前記車輪の旋回が可能になるとともに前記後脚用のキャスター機構の前記車輪の旋回が規制され、

前記ハンドルがベビーカーの前方へ揺動した場合に、前記前脚用のキャスター機構の前記車輪の旋回が規制されるとともに前記後脚用のキャスター機構の前記車輪の旋回が可能になる

ことを特徴とする請求項12に記載のベビーカー。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、本発明によるベビーカーにおいて、前記スイッチ機構は、前記後脚に設けられ前記後脚に対して摺動可能な摺動部材をさらに有し、前記切り換え部材は、前記ハンドルの揺動にともなって動作する際に前記摺動部材に当接して前記摺動部材を前記後脚に沿って摺動させる当接面を含むようにしてもよい。このようなベビーカーにおいて、ハンドルの揺動中心は後脚の近傍に配置されていることが好ましい。また、このようなベビーカーにおいて、前記伝達手段は、前記スイッチ機構の前記摺動部材および前記キャスター機構の前記ロック手段に両端をそれぞれ取り付けられたワイヤを有するようにしてもよい。この場合、前記前脚の下端に前脚用の前記キャスター機構が設けられ、前記ワイヤは、前記フレーム部の前記後脚内を当該後脚の上端まで延び、さらに、前記前脚の上端から前記前脚内を通過して前記キャスター機構まで延びているようにしてもよい。